

5. 受験対策学習費用補助事業

保育士試験により保育士資格取得を目指すものが保育士試験合格後、保育所等に保育士として勤務することが決定した者に対し、受験のための学習に要した費用の補助を行うものです。

(1) 対象者

保育士試験により保育士資格を取得しようとする者

(2) 申請者

保育士試験により保育士資格を取得しようとする本人

(3) 支給要件

・ 下記を満たしていること

保育士試験合格により保育士証の交付を受け、対象施設に勤務を開始していること

～対象施設～（松山市内の施設に限る）

- ・ 保育所
- ・ 認定こども園
- ・ 認定こども園への移行を予定している幼稚園
- ・ 小規模保育事業 A 型及び B 型実施施設
- ・ 事業所内保育事業実施施設
- ・ 乳児院
- ・ 児童養護施設
- ・ 認可外保育施設

(4) 補助金額

保育士試験受験のための学習に要した経費の 2 分の 1 上限 15 万円